

青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 9 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

人事院勧告および東京都人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員に支給する勤勉手当の支給割合を改めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 青梅市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 0 0」を「1 0 0 分の 1 0 5」に、「1 0 0 分の 1 2 0」を「1 0 0 分の 1 2 5」に、「1 0 0 分の 1 3 0」を「1 0 0 分の 1 3 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 4 7 . 5」を「1 0 0 分の 5 2 . 5」に、「1 0 0 分の 5 7 . 5」を「1 0 0 分の 6 2 . 5」に改める。

第 2 条 青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 0 5」を「1 0 0 分の 1 0 2 . 5」に、「1 0 0 分の 1 2 5」を「1 0 0 分の 1 2 2 . 5」に、「1 0 0 分の 1 3 5」を「1 0 0 分の 1 3 2 . 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 5 2 . 5」を「1 0 0 分の 5 0」に、「1 0 0 分の

62.5」を「100分の60」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の青梅市一般職の職員の給与に関する条例(以下「第1条による改正後の条例」という。)の規定は、令和元年12月1日から適用する。
(勤勉手当の内払)
- 3 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の青梅市一般職の職員の給与に関する条例の規定にもとづいて令和元年12月1日から第1条の規定の施行の日の前日までの間に支払われた勤勉手当は、第1条による改正後の条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。